

【議会改革についての協議から決定までの流れ】

1. 「議会運営等に関する研究会（小委員会）」で協議

議会運営上の諸問題及び議会改革項目については、「議会運営等に関する研究会」を設置し協議している。

① 構成員 : 正副議長＋各会派代表者（現在8名）

② 協議 : 議員改選時及び議長（慣例により任期1年）改選時に、各会派から検討項目を提案

↓

優先項目を選出

↓

協議、決定

2. 「小委員会」の結果を踏まえ、「議会運営等に関する研究会（全員協議会）」で協議し決定する。

3. 執行部との協議が必要な事項については、協議。